

子メーターに関するQ&A

～ 子メーター検定、罰則関係 ～

Q 子メーターは検定を受けなければ使用できませんか？

A 「取引または証明に用いる計量器は、検定に合格し、かつ、有効期間内のものでなければ使用できない」と定められています（計量法第16条）。使用量に応じた料金を配分するために使われている子メーターは「証明上の計量」に当たりますので検定が必要です。

Q 有効期間はどのように決められていますか？

A 有効期間は検定合格後に、通常の使い方ならば維持されるであろう精度・性能の変化の程度を技術的に見極めて定められています。電力量計は種類により有効期間は異なります。なお、有効期間は検定に合格した月の翌月から起算します。

Q メーター製造年からメーターの有効期間年数だけ子メーターとして使えるのですか？

A メーター製造年は有効期限と関係ありません。検定済みで封印や証印シールなどで表示されている有効期限内のメーターを使用量に基づく料金精算に使用する子メーターとして使うことができます。

Q 子メーターを違反して使用した場合、罰則はありますか？

A 計量法の第172条では、「6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」とあります。当事者間のトラブルの発生を未然に防ぐためにも、計量法を遵守されるようお願いします。

～ 子メーターの交換 ～

Q 期間満了の年月が近づいて取り替えたいのですが？

A 最寄りの専門工事店またはメーターの製造・修理事業者にご相談下さい。各種計量器のうち、電力量計については検定済みの新品又は修理品の計器に取り替える方法と今まで使用していた計器を修理して検定を受ける方法があります。日本電気計器検定所（電話：03-3451-6761）にて詳しく知ることができます。

Q 管理者からメーター交換通知が届きました。どうしたらよいですか？

A 適正な性能の計量器による正確計量により「公平の原則」が保たれています。そのため、交換にご協力をお願いします。交換費用の発生有無は管理者との契約内容をご確認下さい。また、東京都計量検定所がメーターの取替を行うことはありませんので疑わしいことがありましたら、計量検定所にご連絡下さい。

Q 子メーターを親メーター（供給事業者管理のメーター）にすることはできませんか？

A 電力・水道・ガスなどの供給事業者にお問い合わせください。

子メーターに関するQ&A

～ 子メーターの事例 ～

Q 自動販売機を置いています。メーターで料金請求していますが有効期限内のメーターでなければなりませんか？

A 使用量に基づいた料金を請求する場合は、有効期限内のメーターでなければなりません。

Q 空調や給湯で上水や温水を使用していますが検定対象になりますか？

A メーターの使用量に応じた料金収受が発生している場合は対象になります。水道メーター以外に温水メーター・積算熱量計を使用している場合は、口径 40mm 以下のメーターが対象になります。

Q 子メーターからさらに電力配分し、メーターを設置して使用量により料金徴収する場合は、検定有効期間のあるメーターでなければなりませんか？

A 子メーターからさらに電力配分する場合も子メーターと同じ「証明上の計量」にあたります。そのため、検定有効期間内のメーターでなければなりません。

Q 同一建物内の親子会社間でも有効期間内の子メーターを使わなければなりませんか？

A 使用量により料金徴収する場合は対象になります。

Q 共用メーターも検定が必要ですか？

A 共用部の使用量をもとに按分する場合は対象になります（例えば、この数値を元に人数割・面積割して料金徴収するなど）。

Q 検定を必要としないメーターには、どのようなものがありますか？

A 施設の内部管理用や使用量に応じた料金等の徴収を行っていない場合（定額など）は対象外です。